

## □■レポート作成講座 5号 2022□■ (養成所ニュースプラス 5号)

レポート提出期間が終わり、事務局では、皆さんのレポートひとつひとつを点検しているところです。何人かの方に同じような不備がありましたので、お伝えします。ひとつは、文字数不足と文字数オーバーです。当養成所では、1,100～1,200文字で作成することとしています。「受講の手引」p.25を確認してください。もうひとつは、参考・引用文献欄の未記入と記入不備がありました。こちら「受講の手引」と先週のメルマガを確認してください。該当する方には、採点に回さずに返送しますので修正して提出してください。

津久井やまゆり園の事件から6年が過ぎました。被害に遭った方々のご冥福を祈るとともに、私たちひとりひとりが日々の支援や活動を振り返る機会にしたいものです。

しかしながら、障害者虐待の残念なニュースが後を絶ちません。7月には性的虐待行為から事業所職員が逮捕となり、障害のある中学生の逮捕監禁容疑で社会福祉法人理事長が逮捕されています。

今回の〇×クイズは、「障害者虐待防止法」の基本を採り上げます。

### 【国試対策〇×クイズ】

「障害者虐待防止法」では、養護者による障害者虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置など養護を怠ること、の4種類であると定義されている。(第33回「障害者に愛する支援と障害者自立支援制度」から)

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info . . . . .

今年度スクーリングは、会場に集まった方式(対面)で実施いたします。新型コロナウイルス感染者が増えている状況下ではありますが、現時点で実施方法に変更はありません。7月22日付でホームページに改めてお知らせを掲載しています。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=6114>

※スクーリングの詳細(実施要綱等)については、全受講生に向けて発送しています。届いていない場合やご不明な点がある際は、本養成所にお早めにお問い合わせください。

### ■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第34回国家試験は、令和5年2月5日(日)です。

詳しくはこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

### ■Plus Column . . . . .

#### 【次のレポートにむけて】

レポート作成ミニ講座も最終回になります。「序論・本論・結論」の枠組みを考える前にどのようにレポートの材料を集めるか考えてみましょう。

レポート作成で一番時間がかかるのが材料集めです。「受講の手引」で示したテキストの他にも広く集めるように意識したいものです。他の科目のテキストや専門書を読むだけでなく、日常の体験や観察、雑誌・新聞などを読む、先輩や同

際に話を聴くことなどが挙げられます。

ただ、集めた材料全てが使えるというわけではありません。そのためには、第1に確実に信頼できる材料を選びます。それは、「根拠」が明らかな材料ともいえます。また、事実と推定を区別すること、前後のつじつまが合わなくなる材料は使わないこと、言いたいことに関係がある材料だけを選ぶということです。テキストを引用するにしても、構成上必要のない部分は削りましょう。

第2に言いたいことを支える材料を選びましょう。例えば、言いたいことを説明する材料や比較するもの、具体化するもの、根拠になる数字などが考えられます。

最後は、読み手を考えることです。引用で終始するのでなく、ご自身の考えを材料から述べること、独創的に述べることのできる材料を選ぶことなどがあります。もちろん、読みやすいように文章作法にのっとり、誤字などないようにすることはいうまでもありません。

1年生は、2学期のレポート課題に取り組み始めていることと思います。この講座の1回目にもお伝えしましたが、レポートは、課題について情報をまとめ、それから考えられることや説明できることを出題者に「報告する」というものになります。次のレポートでは、材料集めも意識してみましょう。

※参考文献 森岡健二監修「新版文章構成法」東海大学出版

※受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

## ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

### 【国試対策○×クイズ：正答と解説】

【正答】 ×

養護者による虐待は、問題にある4種類に「経済的虐待」を加えた5種類です。これは、養護者だけでなく、障害者福祉施設従事者等や使用者による障害者虐待の3類型全てで同様です。高齢者虐待もこの5種類を虐待としていますが、児童には「経済的虐待」がなく虐待の種類は4種類になります。高齢者や児童の虐待防止法との違いも確認し、なぜなのかを理解することが重要です。

障害者虐待防止法には、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した場合は、速やかに通報しなくてはならない（通報義務）とあります。そして、障害者福祉従事者等または労働者は、通報又は届出をしたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けないとされています。通報は、虐待を受ける障害のある人を救うことができます。そして、虐待をしている人を救うこともできます。また、その管理者や法人を救うこともできます。

令和3年度の報酬改定により、令和4年度から従来努力義務であった「従業者への研修実施」や「虐待の防止等のための責任者の設置」が義務となりました。そして、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等を行う「虐待防止委員会の設置」とその検討結果の従業者への周知徹底が新たに義務となりました。

※2年生にむけての「受験対策ミニ講座」は9月2日からスタートの予定です。1年生も是非お付き合いください。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っていません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus